

平成 27 年 9 月 16 日

特定非営利法人 ひょうご消費者ネット

理事長 山崎省吾 殿

再申入書に対する回答

平成 27 年 8 月 17 日付け、貴団体からの再申入書につきまして、本日回答を致しますので、宜しくお願ひ致します。

記

1 クーリング・オフの告知条項の改善申入れについて

(回答) 弊社契約書のクーリング・オフのお知らせの中の「②既に配達された新聞代金や、引き取りに要する費用の支払い義務はありません。」に改めました。

2 中途解約時の清算条項の改善の申入れについて

(回答) 日割り計算については、「月額購読料 × (購読日数 ÷ 当月の総日数) = 請求金額」に改めました。

3 日本新聞協会と新聞公正取引協議会の「新聞購読契約に関するガイドライン」の徹底について

(回答) ガイドラインに沿って一層指導徹底して参ります。

4 ウェブサイト掲載の継続購読条項について

(回答) ご指摘の部分を今後も引き続き購読したい読者の為に、「購読契約期間中に購読者が引越し等住所移転をされる場合は、新しい住所でも引き続きご購読できますので、現在お届けの販売所にご相談下さい。」に改めました。

以上

〒 556-8660 大阪市浪速区湊町 2 丁目 1 番 57 号

産経新聞大阪本社 販売局

販売第二部 部長 橋口 徹

C S S 部長 宮田康久



産経新聞グループ紙購読契約書

下記の要項通り購読します

ご契約日	年	月	日
------	---	---	---

ご署名者	1. ご主人様	2. 奥 様	3. その他 ()
------	---------	--------	------------

(フリガナ) ()

お名前

印
様

おところ 〒

電話 () -

携帯電話 () -

メールアドレス @

ご購読紙	産経新聞() サンケイエクスプレス	サンケイスポーツ 夕刊フジ	フジサンケイビジネスアイ 月極購読料
------	-----------------------	------------------	-----------------------

ご購読申込期間	[] 年 [] 月から [] 年 [] 月まで [] カ月間
---------	-------------------------------------

※お支払方法【①訪問集金() 日頃) ②口座振替
③クレジット(会社名:VISA/JCB/他)】

備考

上記の申込を受付いたします

裏面の内容も十分お読みください。

販売所名			
代表者名			
所在地			
電話番号			
取扱者	所属		氏名

● 購読者様

クーリング・オフのお知らせ

特定商取引に関する法律でいう訪問販売での申込みまたは契約の場合、本書面を受領した日を含む8日間は、表記販売所あて書面により本申し込みの撤回または契約が成立したときは解除を行うことができます。また、不実告知、威迫行為によりクーリング・オフが妨害されたときはクーリング・オフ期間は終了せず、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領し、その旨を告げられてから8日間はクーリング・オフが出来ます。その効力は書面を出したとき（郵便消印日付）から生じます。

この場合、①損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。②既に配達された新聞代金や、引き取りに要する費用の支払い義務はありません。③既に代金の一部又は全額を支払っている場合は、速やかにその金額の返済を受けることができます。

◇特記事項

1. 月の途中において購読の開始又は終了若しくは中止がなされる場合は、当該月の購読料は月額購読料を日割り計算とします。
月額購読料 × (購読日数 ÷ 当月の総日数) = 求め金額
2. 購読料の改定が行われた場合には、新購読料とします。
3. 購読契約期間中に購読者が引越し等住居移転をした場合は、移転先の販売所から継続して購読することが出来ます。
4. 契約の解除を申し出たときにおいて、相手方は申し出た方に対して損害金の請求を行う場合があります。
5. 本購読契約書に記入されたお客様の個人情報は、当該販売所において管理し販売所の業務に使用します。

また、同情報は新聞購読におけるカスタマーサービスの向上、販売所からの各種ご連絡と新聞・出版物等のご案内等に利用させていただきますが、お客様のお求めに応じて利用範囲を限定させていただきます。

特定商取引法で次の行為が禁止されています

- ①ウソをついたり、故意に事実を告げずに、購読をお願いすること。
- ②お客様をおどかしたり、困らせたりして、購読をお願いすること。
- ③購読のお願いを断られたお客様に、引き続き同一新聞の勧誘をすること。